

桑名市長 伊藤 徳宇 様

桑名市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 石坂 俊雄

桑名市個人情報保護条例の見直しについて（答申）

平成28年 8 月31日付け総第199号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

桑名市情報公開条例を見直すにあたり、桑名市個人情報保護条例について、改正桑名市情報公開条例との整合性を図るとともに、非開示情報の見直しをしたので、意見を求める。

2 答申内容

(1) 改正桑名市情報公開条例との整合性について

- ① 「平成 27 年 12 月 18 日付け桑名市情報公開条例の見直し（諮問）」において、情報公開・個人情報保護審査会に関する事、開示の実施・方法等は十分検討したので、そのまま個人情報保護条例に反映させたいとの諮問であるが、
- ② 適当であると認められる。

(2) 非開示情報の情報公開条例との整合性について

- ① 「個人に関する情報」「法人に関する情報」などの非開示情報で、内容は同じでも、表現方法が違ったり、個人情報特有の非開示情報があるため、三重県・他市の状況も踏まえながら、情報公開条例第 6 条と個人情報保護条例第 16 条の非開示情報の整合性を図りたいとの諮問であるが、
- ② 適当であると認められる。

(3) その他

上記以外、気づいた点について答申する。

「オンライン結合による提供の制限」（第 12 条）を追加しているが、上記提供の制限規定は、市役所内における戸籍、福祉、税務などの事務は、プライバシーに関わるセンシティブな情報が多い上に、番号法が制定されたことも考慮すれば、個人情報がオンラインを通じて漏洩しないようにするために必要な規定であると認められる。

当審査会では、諮問がなされた後、鋭意検討を進め、以上のとおりの結論になり、この度、審査会としての「桑名市個人情報保護条例（案）」（別添）がまとまったので、答申する。

#### 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8 月31日	・ 諮問書の受理 ・ 第1回審議
平成28年10月 4 日	・ 第2回審議
平成28年11月 1 日	・ 第3回審議

#### 桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授